

休眠預金等活用法に基づくソーシャルビジネス形成支援事業

## 支援付き住宅建設・人材育成事業

～生活困窮者のための安心できる支援付住宅の建設と支援人材の育成～

### 応募要項

応募締切：2020年5月29日（金）まで

公益財団法人パブリックリソース財団

※本応募要項は「支援付き住宅建設・人材育成事業」に特化した内容を掲載しており、休眠預金制度の助成全般に係る規定や注意事項等は、別紙「実行団体公募要領」をご参照ください。

## 1 はじめに

パブリックリソース財団は、休眠預金等活用法に基づく、休眠預金を活用した民間公益活動の促進の一環として、生活困窮者や様々な理由から地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療から疎外され、住まいを確保しにくい人を対象に、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのビジネスモデル構築を支援することで、超高齢社会の住宅セイフティネットの構築を目指す「支援付き住宅建設・人材育成事業」を開始します。

現在、生活保護受給者のほか、低所得のひとり親世帯や単身高齢者、障がい者、精神疾患・認知症など複合的な課題を抱える生活困窮者が、地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療から疎外され、住まいを確保しにくい状態にある「住宅難民」が増加しています。

一方で、社会福祉法に基づく困窮者向けの施設である無料低額宿泊所は、全国に 537 か所（2015 年 6 月現在）あり、生活保護受給者など約 1 万 5600 人が暮らしています。無届の法的位置づけのない施設も 1,236 か所あるとされ、行き場を失った人々の居住の受け皿となっています。

しかし、そうした施設の一部では、生活保護受給者を囲い込んで収入源とする悪質な「貧困ビジネス」が問題となっています。

2018 年の社会福祉法改正により、無料定額宿泊所の規制強化が図られ、既存施設の改修・建替え等が迫られるものの、ハード整備に対する公的支援は極めて限定的なものにとどまっています。

政府が進める制度改革を活用しつつ、社会から孤立する生活困窮者が、安心して住み続けられる住まいの提供、生活支援、地域連携の仕組みづくりが急務となっています。

本事業では、こうした社会背景と課題を踏まえ、2020 年 4 月から政府が実施する予定の「貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援」制度を活用し、無料低額宿泊所の新基準に対応する改修・建替え費用を助成すると同時に、質の高い生活支援人材の育成を通じ、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのビジネスモデルの構築を支援します。

## 2 本事業の目的

本事業は、生活保護受給者のほか、低所得の単身高齢者、障害者、精神疾患・認知症など地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療から疎外され、住まいを確保しにくい人に対し、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するビジネスモデルを確立することを目的とします。そのために、以下の側面から支援を行います。（※助成全体像は本要項 P8 の「図1」のとおり）

### （1）資金助成

①居住施設の整備（改修・建替え・新規建設）に要する費用、②生活支援にあたる人材育成の費用を助成します。また助成金額の5.4%以内を上限に、事業評価にかかる費用を別枠で助成します。

### （2）非資金的支援

#### ①専門家アドバイザーによる事業推進のための支援

建築専門家アドバイザーや資金調達専門家アドバイザーを派遣し、事業の円滑な実施と成果の実現を支援します。

#### ②企業の現物寄付による支援

実行団体のニーズに応じ、居住施設の設備や機材の調達に関し、企業の現物寄付の推進を支援します。

#### ③事業評価支援

実行団体が行う自己評価の実施にあたり、評価専門家を派遣して、アドバイスをを行います。

## 3 本事業の成果目標

短期的には、3年間の事業終了時に、良質な日常生活支援住居施設のモデル施設が全国で3か所誕生し、質の高い生活支援人材を養成、確保し、ビジネスモデルを確立することを成果目標とします。

中期的には、「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルを成立させ、各施設が毎年10～30人の入居者に、安心できる生活拠点を提供していくことを成果目標とします。

長期的には、同様のモデルが全国に波及していき、超高齢社会の住宅セイフティネットが構築されると同時に、入居者本人が望む生活や本人の意思決定を尊重する支援、生活介助や支え合いの仕組みの構築、地域コミュニティにおける関係づくりなどを通じ、入居者が生きづらさや不安定さを軽減させ、安心して住めるようになることを成果目標として目指します。

#### 4 本事業の助成対象について

(1) 助成対象団体：**3団体**を想定

(2) 助成対象地域：**全国**

#### 5 実行団体の要件

(1) 生活困窮者に対して宿泊場所を提供し、日常生活支援を付随して行ってきた**実績が**  
**3年以上**ある団体

(2) 次にあげる法人格を持つ**非営利組織の団体**（NPO 法人、社会福祉法人、社団・財団法人など）

(3) 本事業を担当する有給職員が**1名以上**いること

(4) 整備する住宅や土地について、具体的な**想定プラン**が既にあること

(5) 建物や土地の所有者が実行団体と異なる場合は、賃貸借契約の期間を**最低 10 年以上**結ぶこと  
※行政の制度上の大きな変化やオーナーとの手続き上問題のない限り、本事業を 10 年以上  
継続することを前提としています。

#### 【施設整備上の留意事項】

住宅の新築・改修工事にあたっては、関連法令（建築基準法、消防法、社会福祉法、生活保護法等）、及び整備地域の条例に基づき、実行団体が自ら関連機関等に確認の上、実行団体自身が責任をもって遵守してください。またこれら関連法令等に基づき必要となる申請手続き、関連法令等に求められる設置設備の設置等については、実行団体の責任において実施してください。

本助成事業としての採択通知は、関連法令に基づく許認可等ではありませんので、ご注意ください。なお、これらの申請手続きや設備設置に係る費用については、助成対象経費とすることができます。

#### 【申請対象外となるケースについて】

- ・ 同一の事業テーマで、同時期に複数の資金分配団体に申請することはできません。
- ・ 今回申請する事業費について、国や地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を含む）を受けている場合は、助成対象外となります。
- ・ 実行団体の要件に関しては、「実行団体公募要領 P5、P7」もご覧ください。

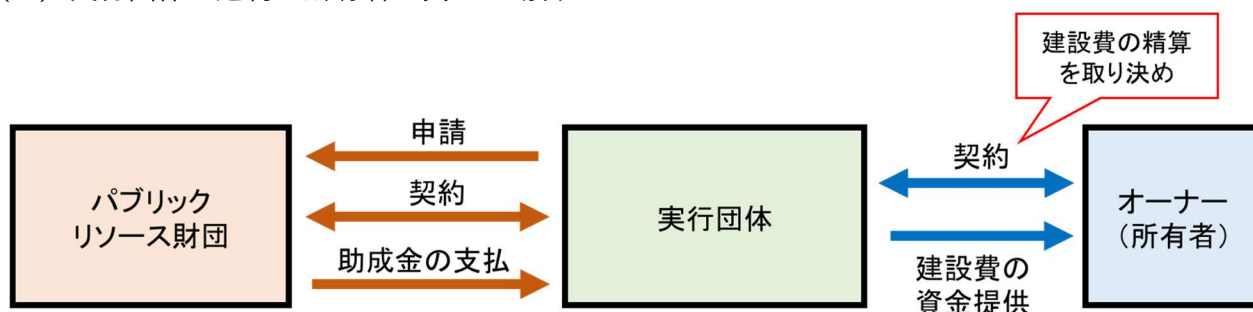
## 6 助成対象者と実施体制

本助成事業における助成対象者と実施体制のイメージは、以下のようになります。  
実行団体が必要に応じて、第三者（不動産事業者等）に業務の一部を委託することも可能です。  
また、その場合の経費も助成対象となります。

### (1) 実行団体と建物の所有者が同一の場合



### (2) 実行団体と建物の所有者が異なる場合



※この場合、助成金を受ける者は実行団体です。実行団体は当助成金を原資に、オーナーに対して建設費の資金提供をしてください。また、実行団体とオーナーとの間で必ず契約を結び、施設整備内容と資金提供に関する取り決めを行い、建設費の精算を行ってください。

## 7 資金助成の内容

### (1) 資金助成メニュー

#### ①施設整備費

社会福祉法改正後の最低基準等に対応するための施設改修や建て替え、新築に要する費用に対して 4,500万円 を上限に助成します。

#### ②日常生活支援を行う人材の育成費

良質な日常生活支援を行う人材の育成のために、基礎的・先駆的な研修を受けるための受講料やその他資格認定研修の受講料（※）、旅費、会議や連絡等を行うための費用、及びその人材育成を行う担当職員の人件費について、1年あたり上限 350万円 の助成を行います。

(※) 良質な日常生活支援を行う人材育成のために、基礎的・先駆的な外部研修の受講を推奨します。また、必要に応じて、社会福祉主事の任用資格や全社協施設長の資格の認定、その他資格を受けるための研修等の受講費用も助成対象としますので、(様式 1-1) 応募用紙の中の 1-1.(4)③育成計画において、外部研修受講計画も盛り込んでください。なお、採択後に実行団体に対して、必要に応じて事務局から外部研修に関する情報を提供させていただきます。

#### <本事業の補助率は 80%以内とします>

- ・本事業では、実行団体の総事業費の 80%以内を助成金として資金支援します。総事業費のうち残り 20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。
- ・ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的に自己負担分を減じることを検討します。しかし、3年目には補助率を原則である 80%以下にさせていただきます。
- ・特別な理由により補助率が 80%を超える年度については、「(様式 9)自己資金に関する申請書」を提出してください。(本要項 12.(2)応募書類 P10 を参照)

#### (2) 助成期間

初年度は 2020 年 10 月 (契約締結日以降) ~2021 年 3 月末まで

2 年目は 2021 年 4 月 1 日~2022 年 3 月末まで

3 年目は 2022 年 4 月 1 日~2023 年 3 月末まで

#### (3) 助成金支払い時期

原則として、半年ごとに前払いで支払い、事業終了後に精算して助成額を確定します。

詳細な資金提供スケジュールは、別紙「助成スケジュール表」をご参照ください。

#### 【2020 年度の助成金の上限について】

採択団体には各年度ごとに助成対象事業費の 80%を助成しますが、2020 年度に限り提供できる助成金額に上限があります。2020 年度の助成金は、施設整備費・人材育成費を合わせて、1 団体あたり 2020 万円が上限となります。

資金計画を作成する際には、支払い時期を後ろ倒しにするなど、上限に留意して作成してください。(※詳細はホームページに掲載している FAQ をご覧ください。)

#### (4) 助成対象経費

助成金の対象となる事業費は、下記の事例を想定しています。その他、事業実施に直接必要な経費として認められるものが対象となります。

事業費の費目は、実行団体が通常使用している勘定科目を使って申請してください。

##### ① 施設改修費

施設整備費	施設の改修、建て替え、新築費用
備品費	施設備品、家具、電気機器類、事務機器類
委託費	各種調査や実施設計・監理業務の委託費 (検査済証を取得するための委託費等を含む)
手数料	確認申請等を行う際の支払い手数料
仕入・材料費	改修等に必要の原材料、資材、部品等の購入費用

##### ② 人材育成費

人件費	人材育成を担当する職員の人件費
報償費	講師、専門家、外部協力者、個人等に対する謝金
教育・研修費	人材育成・研修参加費など
旅費・交通費	交通費、宿泊費等、送迎時の費用を含む
会議費	会議開催費
備品費	オフィス器具・電気機器類、事務機器類
消耗品費	事務用品、その他事業に必要な消耗品
印刷製本費	チラシやパンフレット類の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続代等
委託費	各種調査や育成業務の委託費
仕入・材料費	育成事業に必要な原材料、副資材、部品等の購入費用

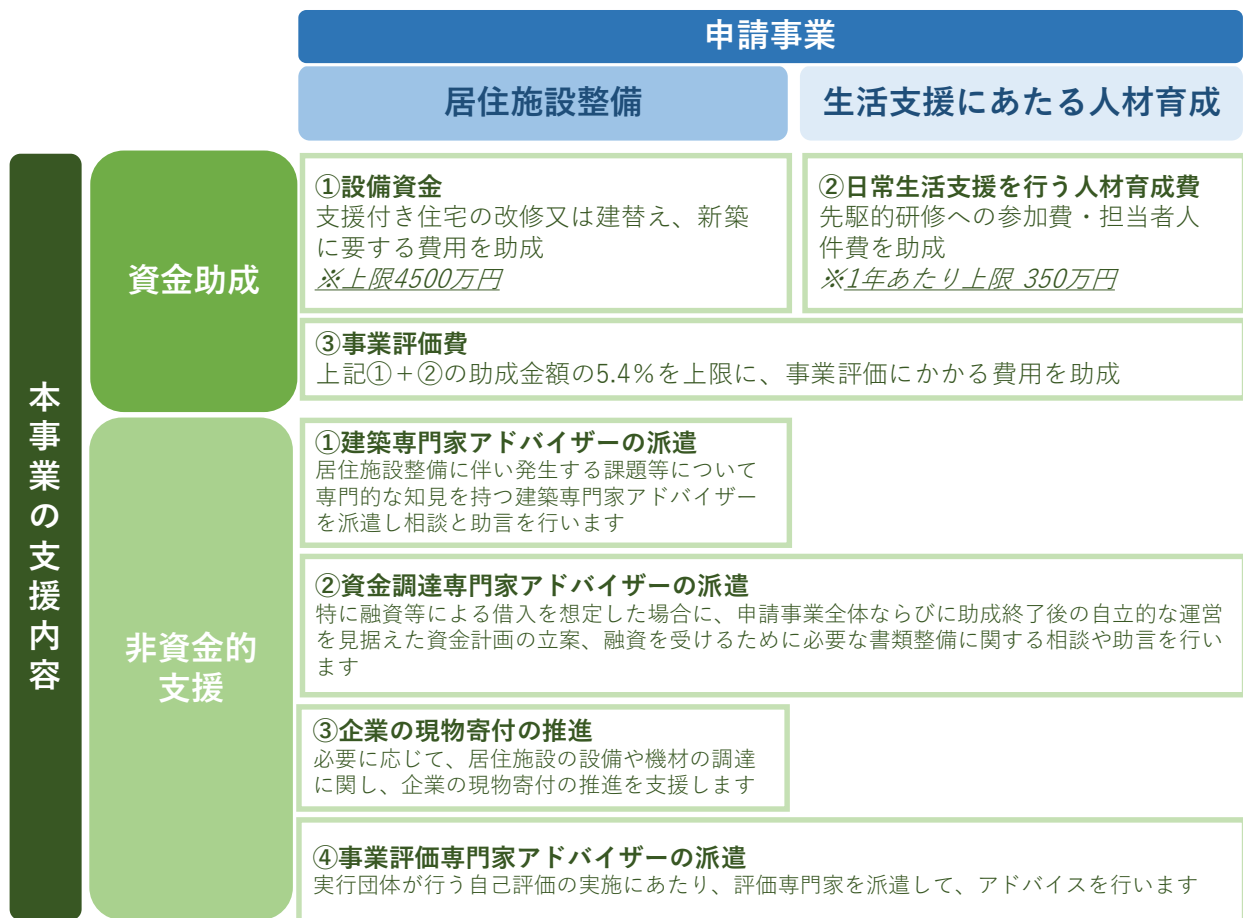
#### 【注意事項（対象外経費等）】

- ・ 土地取得費用、資本金、敷金、保証金、保険金等は助成対象外となります。
- ・ 住宅の一般的な維持管理・運営にかかる費用（管理的経費）は対象外となります。
- ・ 人件費は、1人25万円/月を上限とした12カ月以内の給与を対象とします。  
上限を超える給与・賞与は各組織の自己負担とします。社会保険の団体負担分も対象外です。
- ・ 通信運搬費については、個人が所有する携帯電話の通話料・通信料は対象外です。
- ・ ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車等の特別料金、会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの、個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等は対象外です。
- ・ 上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合などは事前にご相談ください。（別紙公募要領 P8～9 参照）

8 非資金的支援の内容（※以下の費用は助成金額には含みません。）

- ① 専門家アドバイザーによる民間資金の調達や、建設面での建築設計に関する相談や助言
- ② 生活支援人材の育成に関して、先駆的研修を提供している団体の情報提供及び研修機会の提供
- ③ 実行団体からの要望に応じて、住宅施設の設備や機材の調達に関し、弊財団が企業からの現物寄付の推進を支援します。
- ④ 助成終了後の展開の方向性のアドバイス

図1 本助成事業による支援内容について



9 事業評価の内容

本事業では、事業・プロジェクトのロジックモデル策定・成果指標の設定を行い、それをもとに、実行団体は、以下の自己評価を行います。評価にかかる費用は助成金には含まれません。別途助成金額の5.4%以内の使用を用途に計画を立案していただきます。

なお、評価は実行団体が主体となり実施しますが、弊財団も側面的支援を行います。詳細は助成団体決定後に、採択団体と個別に調整し、決定します。



- ①事前評価：事業開始前にロジックモデルの策定、実施計画の策定を行い、事業の精緻化をはかり、今後の事業の進捗管理に活用します。同時に継続的にデータ収集可能なアウトプット指標、アウトカム指標を設定し、評価計画を設計します。
- ②中間評価：予算・人材・方法の投入が適切に行われているか、事業は適切に進捗しているか、アウトプットが出ているか、アウトプット目標の達成状況、事業実施を通じて学びはあるか等を把握し、プロセス分析を行い、事業の見直しの必要性について検討を加え、事業終了時のアウトカムの拡大を目指します。
- ③事後評価：事業を通じアウトカムが発現しているか、事業が効率的に遂行されたかを中心に、分析します。また当初の想定外で発生した波及効果についても、把握します。
- ④追跡評価：事業終了後、日常生活支援が安定的に供給される可能性を分析するほか、生活困窮者の生活環境の変化を抽出し、成功要因の分析を行い、今後の事業の改善、展開拡大につなげます。

## 10 選考について

### (1) 審査方法

第三者の専門家による審査会を設置し、書面による審査を行います。

※審査に先立ち、必要に応じて事務局による電話、メール等によるヒアリングをさせていただく場合があります。

### (2) 選考結果の通知

全応募団体に書面にて選考結果を通知します。

## 11 選考基準

審査基準としては以下（①～③）の視点で審査を行います。

### ① 実行団体としての適格性

- これまで実施してきた「住まいの提供事業」や「生活支援」の実績は、ニーズに基づく十分な質を保った内容であるか
- ソーシャルビジネスとして運営されている組織であり、信頼できる組織であるか

### ② 本事業の目的に沿っているか

- ニーズに合致した生活支援が計画されているか
- 生活支援のあり方に見合った、ニーズに応える居住空間が保たれた建設計画になっているか（※居住地域の特性も踏まえ、居室数や面積、共有スペース等にも配慮されていること）
- ニーズに応える生活支援ができる人材育成が計画されているか
- 地域住民や地域コミュニティとの関わりをつくり出す工夫がされているか

### ③ 計画の妥当性・実現可能性

- 施設整備計画が、関係法令や条例に基づく基準を満たしているか（※）
- 事業計画の内容が、目的、方法、スケジュール、予算、目標設定等の面で十分計画され、実行可能であるか
- 助成事業終了後に、自立的かつ継続的に運営できる見込みがあるか

※参考：第8回 社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会 資料より

資料1：無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000554662.pdf>

資料2：無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（解釈通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000554635.pdf>

その他、各地方自治体が定める「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」も遵守していること

## 1.2 応募手続き

### (1) 応募期間

2020年4月1日（水）～2020年5月29日（金）

### (2) 応募書類

#### 【指定書式】

- (様式 1-1) 応募用紙（団体概要・事業計画書等）
- (様式 1-2) 実施スケジュール
- (様式 2) 収支計画書
- (様式 3) 資金計画書
- (様式 4) 欠格事由に関する誓約書
- (様式 5) 業務に関する確認書
- (様式 6) 役員名簿
- (様式 7) 情報公開承諾書
- (様式 8) 重複申請に関する誓約書
- (様式 9) 自己資金に関する特例申請書
- (様式 10) 提出書類に関する誓約書
- (様式 11) 規程類に含める必須項目確認書
- (様式 12) 申請書類チェックリスト
- (様式 13) 助成申請書

#### 【団体情報書類】

- 定款
- 登記事項証明書（発行日から3か月以内の現在事項全部証明書の写し）
- 事業報告書（過去3年分）

## 【決算報告書類】

- 貸借対照表
  - 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
  - 監事及び会計監査人による監査報告書
- ※すべて直近3年分

## 【規定関係書類】（※実行団体公募要領 P17「別添1」を参照）

- 社員総会・評議員会の運営に関する規程
- 理事会の運営に関する規程
- 役員及び評議員の報酬等に関する規程
- 職員の給与等に関する規程
- 理事の職務権限に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 倫理に関する規程
- 利益相反防止に関する規程
- コンプライアンスに関する規程
- 公益通報者保護に関する規程
- 情報公開に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 文書管理に関する規程【※事業終了までに提出可】
- リスク管理に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 監事の監査に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 経理に関する規程
- 組織（事務局）に関する規程【※事業終了までに提出可】

## 【整備する住宅に関する書類】

### 《必須書類①》

- 基本設計図
    - 周辺関係図（縮尺は自由）当該物件の敷地回り関係（外構、接道状況や隣接の建築物等の状況がわかるもの）
    - 平面図（縮尺は1/50あるいは1/100）
      - －内法寸方（天井高含む）記載
      - －建具伏図含む（想定しているベッド、建具を記載）
    - 展開図（縮尺は1/50,1/100）
      - －標準個所、その他
    - 防災・避難計画図（縮尺は自由）
      - －二方向避難経路（隣接敷地との関係等の明示等）、消防法の充足
- ※改築・改修の場合には「避難施設等に関する工事」の工事完了後の完了検査も添付

- 基本設計及び現況の説明書（※以下の規定様式をお使いください）
  - ・改築・改修の場合 … 別紙1-1（現況説明）、別紙2-1（基本設計の内容）
  - ・新築の場合 … 別紙1-2（現況説明）、別紙2-2（基本設計の内容）

- 見積書（費目別に算定したもの）
  - ※基本設計に基づく概算で構いません

#### 《必須書類②》（※既存物件の改築・改修の場合のみ提出）

- 現況図面
  - 平面図（縮尺1/100）
  - 展開図（縮尺1/100）
- 建物の写真
  - 外観・内観（外壁、屋根、基礎・土台がわかるもの）
- 登記事項証明書

※既存の整備対象施設について、お手元があれば以下の書類もご提出ください

- 確認済証
- 検査済証
- 設計図書
- 消防法適合通知書
- インスペクション（建物状況調査）の報告書 ※過去数年以内のもの

#### 《任意書類》

- 実施設計図

#### (3) 応募方法

応募書類は 2020年5月29日（金） までに、書面にて一式を郵送してください。

（※5月29日消印有効。配達記録が残る郵便または宅配便にてお送りください。）

また、【様式1-1】、【様式1-2】、【様式2】、【様式3】、【様式4】、【様式6】については、電子データの提供もお願いします。下記アドレス宛てにデータを添付し、5月29日（金）までにメール送信をお願いします。

応募に関してのお問い合わせは、メールにて「支援付き住宅に関する質問（団体名）」と件名をご記入の上、下記アドレスへご送信ください。また、お電話によるお問い合わせも受け付けております。

#### (4) 応募書類の送付先・問い合わせ先

公益財団法人パブリックリソース財団【資金分配団体】

事務局（担当：黒木、五十嵐）

電話：03-5540-6256（月～金、10:00～17:00） FAX：03-5540-1030

E-mail：[kyumin.jutaku@public.or.jp](mailto:kyumin.jutaku@public.or.jp) / URL：<http://www.public.or.jp>

※個人情報の取り扱い・問い合わせ先についてはパブリックリソース財団 個人情報保護方針  
(<http://www.public.or.jp/PRF/privacy/>) をご覧ください。

#### 1.3 スケジュール（助成事業開始まで）

2020年

4月1日～5月29日	公募
6月～8月	書類審査
8月下旬	審査委員会開催・採択団体内定
9月～10月	現地確認（事務局と建築専門家アドバイザーによる訪問） 整備対象施設のインスペクションの実施（改築・改修の場合） 事務局と実行団体との各種計画・契約内容の調整
10月末	契約締結
11月	助成事業開始
	2020年度分の資金提供（2021年3月末までの概算払い）

※スケジュールは現時点でのものであり、変更される場合があります。

#### 1.4 その他注意事項等

- ・助成決定後、実行団体とパブリックリソース財団は「資金提供契約書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成を開始します。（契約前の支払いは助成対象外となります。）
- ・助成金は、上記の助成手続き完了後1ヵ月以内に振り込みます。
- ・助成開始後6ヵ月ごとに「活動報告書」を提出していただきます。（各年度3月・9月に報告）
- ・報告会で活動報告していただく場合があります。
- ・助成を継続するか否かは、1年ごとに継続審査を経て決定します。
- ・助成開始後に組織概要や活動状況等をパブリックリソース財団のWEBサイト等にて公開します。
- ・助成開始後、事務局による非資金的支援に伴い、毎月進捗状況に関する打ち合わせをもつ他、複数回現場のご訪問をさせていただきますので、ご協力ください。
- ・助成決定した事業がやむを得ない理由により継続できなくなった場合や、目的や内容を大幅に変更する場合は、速やかに当財団に連絡し、所定の手続きを行ってください。

- ・当助成事業は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく助成制度です。当応募要項に記載されている事項のほか、休眠預金制度全般に係る各種規定や注意事項等を全て遵守する必要があります。詳細は別紙「実行団体公募要領」に記載されていますので、必ずお読みになり、確認した上でご応募ください。

以上

【支援付き住宅建設・人材育成事業】(別紙)助成スケジュール表

